

議案第14号

愛媛県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する等の規則を次のように定めるものとする。

令和 8 年 3 月 25 日 提出

愛媛県教育委員会教育長 高岡 哲也

愛媛県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する等の規則

(愛媛県教育委員会事務局組織規則の一部改正)

第 1 条 愛媛県教育委員会事務局組織規則（平成元年愛媛県教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(各課及び室の所掌事務) 第 3 条 各課及び室の所掌事務は、次のとおりとする。 教育総務課（第17号から第26号まで及び第30号の事務にあつては、施設厚生室の所掌とする。） (1)～(14) 省略 (15) 教育に関する事務を実施する公益信託に関する事務の統轄に関すること。 (16)～(34) 省略 省略	(各課及び室の所掌事務) 第 3 条 各課及び室の所掌事務は、次のとおりとする。 教育総務課（第17号から第26号まで及び第30号の事務にあつては、施設厚生室の所掌とする。） (1)～(14) 省略 (15) 委員会所管の公益信託に関する事務の統轄に関すること。 (16)～(34) 省略 省略

(愛媛県教育委員会の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則の廃止)

第 2 条 愛媛県教育委員会の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則（昭和61年愛媛県教育委員会規則第 2 号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
(教育委員会の所管する条例等に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の廃止)
- 2 教育委員会の所管する条例等に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成18年愛媛県教育委員会規則第13号)は、廃止する。
(教育委員会の所管する条例等に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の廃止に伴う経過措置)
- 3 公益信託に関する法律(令和6年法律第30号)附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の公益信託ニ関スル法律(大正11年法律第62号)第1条に規定する公益信託の受託者が事務所に備えなければならないこととされている書類及び帳簿の電磁的記録による保存については、なお従前の例による。

公益信託に関する法律(令和6年法律第30号)が施行されることに伴い、これらの規則の一部改正及び廃止をしようとするものである。

愛媛県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する等の規則（案）の概要

1 改正の理由

公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）が施行されることに伴い、これらの規則の一部改正及び廃止をしようとするものである。

2 改正の内容

公益信託制度の改正に伴う関係規程の改正・廃止

(1) 愛媛県教育委員会事務局組織規則の一部改正

公益信託に係る所掌事務の規定整備

(2) 愛媛県教育委員会の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則等の廃止

旧公益信託制度に係る教育委員会の許可・監督基準等の廃止

3 施行期日

令和8年4月1日

（参考：公益信託制度改正前後の事務処理について）

	許認可・監督権限	基準	教育委員会の関与
改正前	主務官庁が許可・監督	各主務官庁が定める基準	文部科学大臣所管事務のうち、受益範囲が愛媛県内に限られる教育関連の公益信託事務を処理
改正後	行政庁（内閣総理大臣又は都道府県知事）が認可・監督	法令で定める統一の基準	知事所管事務のうち、教育関連の公益信託事務を補助執行

※改正前に許可された公益信託については、改正後2年間は移行期間とし、従前の運用となる。
2年以内に移行手続を行わない場合は、期間の経過をもって信託が終了する。